

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所等運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告について（依頼）

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについては、令和2年度に補助事業として実施したところですが、その補助要綱にて、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、県へ報告をすることを求めています。

各事業者におかれましては、下記事業への該当等をご確認の上、期限までに報告いただきますようお願いいたします。

記

1 対象事業者

令和2年度に「岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）事業にて、次の①又は②の事業実施として補助金交付を受けた事業者。

- ①「障がい福祉サービス事業者等感染症防止対策事業費補助金（感染対策補助金）」
- ②「障がい福祉サービス利用再開アセスメント等支援事業費補助金（再開支援補助金）」
のうち「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」

※本事業において、上記事業の交付を受けていない事業者におかれましては、報告不要です。（例：障害福祉慰労金のみ交付を受けた事業者）

2 提出書類

- ・令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

- ・返還額計算書（別紙1）
- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳（返還がある場合に提出願います。任意様式で構いません。）

3 提出期限

令和4年6月30日（木）

4 提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁障害福祉課事業所指導係 宛て

※封筒表紙に、「令和2年度緊急包括支援金仕入控除税額報告」と朱書き願います。

5 留意事項

- ・本報告は、岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援（障害福祉サービス等）補助金等交付要綱第7条（8）に基づくものです。
- ・報告様式等は、下記県ホームページに掲載しておりますので、併せてご確認ください。
URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/143977.html>
- ・仕入控除税額（返還額）が0円の場合も報告が必要です。
- ・卸売等を行っていない場合であっても、法人の規模によっては仕入控除が発生し、返金が必要となる場合がありますので、詳しくは税理士等にご確認ください。

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	森
電話	058-272-8302（直通）		
住所	岐阜市藪田南2-1-1		